

(制定 平成 27 年 5 月 28 日)
(改正 平成 28 年 1 月 6 日)
(改正 平成 30 年 3 月 5 日)
(改正 令和 3 年 5 月 21 日)
(改正 令和 4 年 3 月 23 日)
(改正 令和 4 年 8 月 5 日)
(改正 令和 4 年 12 月 16 日)
(改正 令和 5 年 3 月 17 日)
(改正 令和 5 年 6 月 16 日)
(改正 令和 5 年 7 月 20 日)
(改正 令和 6 年 3 月 22 日)
(改正 令和 7 年 3 月 18 日)
(改正 令和 8 年 3 月 25 日)

「電気通信事故検証会議」開催要綱

1 目的

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を招来するものであるため、その防止は喫緊の課題である。近年の電気通信事故の大規模化・長時間化やその内容・原因等の多様化・複雑化を踏まえ、電気通信事故の報告について、外部の専門的知見を活用しつつ検証を行う観点から、「電気通信事故検証会議」を開催する。

本会議は、「①電気通信事業法施行規則第 58 条第 2 項に定める事故に係る報告の分析・検証」、「②電気通信事業法施行規則第 58 条の 2 に定める事態に係る報告の分析・検証」、「③電気通信事業報告規則第 7 条の 3 に定める事故に係る発生状況の分析・検証」等を行うことにより、電気通信事故の発生に係る各段階で必要な措置が適切に確保される環境を整備し、電気通信事故の防止を図ることを目的とする。

2 名称

本会議の名称は、「電気通信事故検証会議」と称する。

3 主な取扱事項

- (1) 電気通信事業法施行規則第 58 条第 2 項に定める事故に係る報告の分析・検証
- (2) 電気通信事業法施行規則第 58 条の 2 に定める事態に係る報告の分析・検証
- (3) 電気通信事業報告規則第 7 条の 3 に定める事故に係る発生状況の分析・検証
- (4) 電気通信事故に関する原因等の調査・検証
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会議は総合通信基盤局電気通信事業部長の会議とする。
- (2) 本会議の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 本会議に座長及び座長代理を置く。

- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本会議は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本会議は、必要があると認めるときは、オブザーバーの参加を認めることができる。
- (8) 本会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) 構成員は、議事に対して利害関係を持つ場合には、その旨を事務局に申告し、当該会議への出席を見送る。
- (10) 構成員は、本会議における情報の取り扱いに関して、別紙の事項を遵守する。
- (11) 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (12) 必要があるときは、本会議の下にワーキンググループを開催することができる。
- (13) その他、本会議の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 会議等の公開

- (1) 本会議においては、電気通信事業者の経営上の機密情報や通信ネットワークの構成等の機微な情報を取り扱うため、会議及び議事録は原則として非公開とする。ただし、会議及び議事録のうち機微な情報を含まないと座長が認める部分についてはそれらを公開することができる。
- (2) 本会議の議事要旨、配付資料等は原則公開とする。ただし、座長が、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると認める場合は議事要旨、配付資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。

6 開催期間

本会議は、令和8年4月から令和9年3月まで、原則毎月定例日に開催する。
ただし、議事がない場合には、休会とする。

7 庶務

本会議の庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課が行う。

本会議における情報の取扱いについて

本会議においては、電気通信事業者の経営上の機密情報や通信ネットワークの構成等の機微な情報を取り扱うため、中立かつ公正な検証を確保する観点から、構成員は下記の事項を遵守するものとする。

記

- 1 構成員は、本会議で知り得た非公開情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
- 2 構成員は、本会議で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

以上